

推薦書記入にあたって 特にご留意いただきたいこと

- 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間社会福祉団体功労」については、功績概要の「1」に加えて、必ず「2」もしくは「3」に該当する功績をご記入ください。

※ 功績概要「1」のみの記入では、審査対象外となります。

※ 過去の推薦書において、複数の被推薦者の功績概要が同じ内容の文章により記述されている場合があります。功績概要については、個人の功績に着目して、それぞれの功績内容を記述してください。

- 平成28年度より、従来の「社会福祉施設功労」を「社会福祉法人・福祉施設功労」に改正し、福祉施設以外の業務に従事する社会福祉法人の職員についても表彰対象としています。

- 同じ年度における厚生労働大臣表彰候補者については、本会会長表彰の受章を妨げないものとし、推薦を受け付けます。

※ 前年度以前の厚生労働大臣表彰受章者は本会会長表彰の対象外となります。

推薦書の記入については、上記に加え、
「記入上のポイント」「記入例」をご覧ください。